

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
生活保護法第55条の4第1項	就労自立給付金の支給	生活福祉第一課・第二課

1 審査基準

生活保護法施行規則第18条の3、生活保護法による就労自立給付金の支給について（平成26年社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局長通知）及び生活保護法による就労自立給付金の取扱いについて（平成26年社援保発0425第7号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に定める基準に該当すること。

2 標準処理期間

14日以内（ただし、就労収入の状況の調査に時間を要する等特別な事由がある場合には、30日以内）

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。